

ちょっと気になるデータ解説

雇用調整の推移と非正規労働者

景気後退の局面において、雇用調整が進められている。一般的に雇用調整は、最初に残業規制、労働時間短縮、配置転換・出向、新規採用停止などが行われ、次の段階で非正規雇用、正規雇用の順に実施される。ここでは、非正規労働者に対する雇用調整の状況をもとに、近年の非正規雇用者の雇用動向を確認しておきたい。

厚生労働省が昨年11月に実施した「労働経済動向調査」によれば、「雇用調整を実施した事業所の割合」は、同年10～12月予定で18%、本年1～3月予定では15%となっている（本誌1月号当欄に詳細）。同調査では、雇用調整の方法として、「その他の方法」（通常の雇用調整以外の方法で、操業時間・日数の短縮、賃金等労働費用の削減など）に含まれる「派遣労働者の削減」をあげた事業所割合が、7～9月実績で5%、10～12月予定で8%、1～3月予定でも7%と高く、今後の動きが懸念される。

今回の景気悪化をふまえて同省が公表している「非正規労働者の雇止め等の報告について」の2月報告(速報、2月27日公表^(注1))では、昨年10月から本年3月までに実施済み又は実施予定の非正規労働者の雇止め(派遣又は請負契約の期間満了、中途解除による雇用調整及び有期契約の非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整)は、2月18日時点で、全国で2,316事業所、157,806人となった(表)。就業形態別では、派遣が68%(107,375人)、契約(期間工等)18.3%(28,877人)、請負8.2%(12,988人)、その他5.4%(8,566人)であった。

表 月別の雇止め等の状況

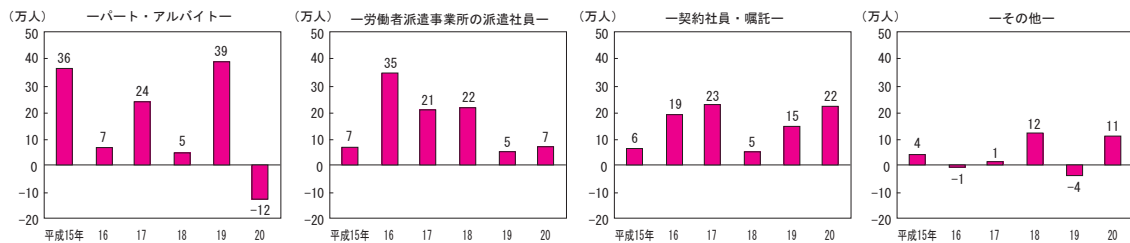
単位：人

合計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(参考)複数月の雇止め等
157,806	5,291	14,770	45,041	30,105	18,720	19,622	24,257
(33,004増)	(132増)	(458増)	(2,620増)	(5,842増)	(10,165増)	(10,142増)	(3,645増)

() 内は、前月から新たに把握されたものや、複数月にまたがる雇用調整について実施が確定したものなどによる増加分を示す。

非正規雇用者の失業状況は、平成14年以降、全体の失業率の低下傾向に沿って推移していたが、平成18～19年にかけて下げ止まり、昨年には増加の兆候が出始めている。総務省が2月27日に公表した労働力調査(詳細集計・速報)・平成20年平均結果によると、雇用に関しては、「非正規の職員・従業員」の数が1,760万人と前年より28万人増加し、このところの増加傾向は持続している(58頁に詳細)。しかしその内訳をみると、「パート・アルバイト」は減少に転じており、これに対し「契約社員・嘱託」の増加が目立つ(図参照)。

図 雇用形態別にみた非正規の職員・従業員の対前年増減の推移



一方、過去1年間に離職した完全失業者(年平均、求職理由が「仕事をやめたため」の者)は、平成16年124万人、以降平成17年120万人、18年110万人、19年105万人と減少してきたが、20年には109万人と増加に転じた。雇用形態別(前職が雇用者であり役員を除く)にみると、平成20年平均では、「正規の職員・従業員」が58万人(前年55万人)だったのに対し、「パート・アルバイト」33万人(前年と変わらず)、「労働者派遣事業所の派遣社員」11万人(前年9万人)となっている。また、前職の雇用形態別に、完全失業者の雇用形態別・雇用者に対する割合をみると^(注2)、「労働者派遣事業所の派遣社員」が7.9%(前年6.8%)、「パート・アルバイト」2.9%(前年2.8%)、「正規の職員・従業員」1.7%(前年1.6%)と上昇しており、今後さらに高まっていくかどうか注目される。

(調査・解析部 主任調査員 吉田和央)

注1 同報告は、全国の労働局及び公共職業安定所が、非正規労働者の雇止め等の状況について、事業所に対する任意の聞き取り等により把握した状況をまとめたもの。厚生労働省は、「可能な範囲で事業所に対して任意の聞き取りを行っているため、全ての離職事例やその詳細を把握できたものではない」としており、全体の動向を示すものでないことに留意する必要がある。

注2 分母である雇用形態別・雇用者には、分子である前職の雇用形態別の完全失業者は含まれない。前職の雇用形態別・完全失業者は過去1年間のいずれかの時点で離職しており、公表資料では「本来は離職時点の雇用者数を分母にすべきであるが、ここでは便宜上調査時点の雇用者数を分母としている」としている。また、労働者派遣事業所の派遣社員については「分子の(前職の雇用形態が派遣社員である)完全失業者数、分母の雇用者数とも数値が小さいため、割合の結果の利用に当たっては注意を要する」と述べている。